

国民生活審議会「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて」
(意見) に対する意見の募集について

平成 20 年 4 月 9 日
内閣府国民生活局
平成 20 年 4 月 30 日
一 部 改 正

近年、耐震偽装問題、食品の不正表示、冷凍餃子による中毒事件など、消費者・生活者に大きな不安を感じさせる事件が数多く発生しました。

また、人間関係の希薄化等による地域コミュニティの崩壊、若者の非正規雇用の増加など、国民生活に身近な場において、様々な問題が生じています。

国民生活審議会は、平成 19 年 11 月 5 日の国民生活審議会総会における福田内閣総理大臣の発言を受け、国民生活に直結する分野について、法律、制度、事業などが消費者・生活者の視点から十分なものとなっているかという観点から幅広く行政のあり方の総点検をおこなってまいりました。総点検にあたっては、「生活安心プロジェクト」ホームページに寄せられた皆様の声も参考にさせていただきました。

この度、審議結果を「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて」(意見)としてとりまとめ、4 月 3 日の国民生活審議会総会で福田内閣総理大臣に手渡しました。

本「意見」につきまして、下記の要領に基づき、国民の皆様から意見を募集いたします。

なお、今回の意見募集に際しては、本「意見」において最も消費者・生活者が意見を出しやすい意見募集制度の構築を求めていますので、その提言に沿って意見募集を行います。具体的には、1) 消費者・生活者から意見を伺いたい論点を具体的な質問文形式にする(別紙参照)、2) 意見募集を行おうとする文書の解説(Q&A等)を作る、3) 政策導入によって想定される消費者・生活者への具体的な影響を明示する、4) 希望する消費者・生活者が自由に参加できる説明会を開催する(下記5参照)、5) 消費者・生活者の声を代表する団体に対しては行政側から意見提出をお願いするとともにその意見照会先団体一覧を公表する、6) 地方公共団体が執行に関与する施策については、意見募集に関して、その資料を配布して意見を求める、等の工夫をしております。

記

1. 募集期間

平成 20 年 4 月 9 日(水) から平成 20 年 5 月 26 日(月)

(郵送の場合には、消印有効)

2. 提出方法

意見を提出したい論点(別紙)に対して、当該論点の番号とともに、以下に掲げるいずれかの方法で提出ください。

○FAXの場合：以下の番号に送信下さい。

03-3581-0879

※意見書には、内閣府国民生活局「生活安心プロジェクト」（行政のあり方の総点検）意見募集担当 宛と明記してください。

○郵送の場合：〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府国民生活局「生活安心プロジェクト」（行政のあり方の総点検）意見募集担当

※封筒の表に「『消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて』に対する意見」と明記してください。

○電子メールの場合：下記の内閣府ホームページより送信してください。

<http://www.iijnet.or.jp/cao/seikatsu/opinion-sou.html>

(郵送, FAXによる意見提出の記載事項)

件名「『消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて』に対する意見」

- 1) 氏名又は企業名, 団体名及び部署名<必須>
- 2) 都道府県名<必須>
- 3) 居住環境<必須> (政令指定都市, 中・小都市, 町村から該当するものを記入してください)
- 4) 電話番号<必須>
- 5) 年代・性別<任意>
- 6) 意見<必須>
 - ・意見を提出したい論点番号 (別紙参照)
 - ・内容
 - ・理由

3. 報告書の入手方法

報告書は、内閣府においても配布いたします。内閣府本件担当までお申出ください。郵送を希望される場合には、角2の返信用封筒に200円切手を貼って請求してください。(内容はホームページ掲載資料と同一です。)

4. 留意事項

- (1) 提出いただくご意見は、日本語に限らせていただきます。
- (2) 内閣府ホームページより意見を提出される場合には、1つのご意見につき全角800文字以内で意見を記入してください。
- (3) 提出いただく御意見は、個人を特定する情報(氏名, 住所, 電話番号, 電子メールアドレス等)を除いた上で、要約等をホームページ等で公表させていただく場合がございますので、あらかじめ御了承ください。
- (4) 御記入いただいた個人情報の保護については、十分留意し、上記以外の目的には使用いたしません。
- (5) 難しい用語の解説などとしてQ&Aを用意していますが、内容で分からない点があれば適宜、追加していきますので、担当までご連絡下さい。

5. 説明会の開催について

「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて」に対する意見を提出するに際し、その内容を詳しく知りたいという一般の方を対象に、説明者を派遣し説明会を実施します。担当者の氏名及び連絡先、ご希望の日時、場所等を、上記意見提出と同様の方法にてご連絡ください。（説明会出席者は原則 20 名以上、会場費は依頼者側でご負担願います。）

なお、日時、場所によっては説明者の調整がつかない等の理由からご要望に沿えない場合もあることをあらかじめ御了承ください。

意見照会先団体一覧

<消費者団体>

特定非営利活動法人 消費者機構日本	財団法人 日本消費者協会
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西	日本主婦連合会
社団法人 全国消費生活相談員協会	日本消費者連盟
特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク	社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
特定非営利活動法人 消費者ネット広島	日本生活協同組合連合会
財団法人 あしたの日本を創る協会	財団法人 ベターホーム協会
全国地域婦人団体連絡協議会	金融オンブズネット
特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟	PLオンブズ会議
主婦連合会	ひょうご消費者ネット
消費科学連合会	埼玉消費者被害をなくす会
特定非営利活動法人 消費者ネット関西	あいち消費者被害防止ネットワーク
有限責任中間法人 全国消費者協会	青森県消費者協会
全国消費者協会連合会	消費者ネット岡山
全国消費者団体連絡会	大分県消費者問題ネットワーク
日本主婦連合会	消費者支援ネット北海道
全国消費者団体連絡会	消費者主役の新行政組織実現全国会議
財団法人 日本消費者協会	

<NPO>

北海道NPOサポートセンター	静岡県ボランティア協会市民活動サポートセンター
NPO推進北海道会議	浜松NPOネットワークセンター
あおもりNPOサポートセンター	パートナーシップ・サポートセンター
NPO推進青森会議	ボランタリーネイバーズ
八戸市市民活動サポートセンター「ふれあいセンターわいぐ」	市民フォーラム21・NPOセンター
いわてNPOセンター	おうみNPOセンター
きたかみ市民活動支援センター／いわてNPO-NETサポート	東近江NPOセンター
”@”リアス交流館	きょうとNPOセンター
せんだい・みやぎNPOセンター	大阪ボランティア協会・NPO推進センター
いしのまきNPOセンター	大阪NPOセンター
あきたNPOセンター	NPO政策研究所
AVAC (Akita Volunteer Activites)	市民活動フォーラムみのお
山形創造NPO支援ネットワーク	コミュニティ・サポートセンター神戸
山形県NPO支援センター	市民活動センター神戸
ふくしまNPOネットワークセンター	宝塚NPOセンター
いわきNPOセンター	奈良NPOセンター
茨城NPOセンター・コモンズ(1998/11設立)	大和まほろばNPOセンター

とちぎボランティアネットワーク NPO活動推進センター	わかやま NPO センター
利根沼田地域ボランティアセンター「ごったく広場」	つやま市民活動センター
さいたま NPO センター	ひろしま NPO センター
市民活動情報センター・ハンズオン埼玉	くれポーボランティア NPO 支援センター
千葉まちづくりサポートセンター	宇部市民活動センター「青空」
ちば市民活動・市民事業サポートクラブ	えひめ NPO センター
NPO 支援センターちば	高知県ボランティア・NPO センター
日本 NPO センター	ふくおか NPO センター
NPO サポートセンター	NPO ふくおか
NPO 事業サポートセンター	佐賀県 CSO 推進機構
シーズ＝市民活動を支える制度をつくる会	Network Station まつろ
NPO 研修・情報センター	NPO 活動支援・未来
市民活動サポートセンターいなぎ	とす市民活動センター (クローバー)
まちづくり情報センターかながわ (アリスセンター)	CSO サポートセンター ベんじゃら広場
新潟 NPO 協会	NPO くまもと
くびき野 NPO サポートセンター	宮崎文化本舗
いしかわ市民活動ネットワークキングセンター (i-ねっと)	宮崎県ボランティアセンター
鯖江市民活動交流センター (さばえ NPO センター)	NPO さつま
長野県 NPO センター	沖縄県ボランティア・市民活動支援センター
ぎふ NPO センター	

<地方団体>

都道府県, 政令指定都市, 全国市長会, 全国町村会, 全国都道府県議会議長会,
全国市議会議長会, 全国町村議会議長会

(別紙)

【意見募集に際し回答して頂きたい論点】

第1章 消費者・生活者を主役とした行政への転換の必要性

(3ページから8ページ)

1. 消費者・生活者を主役とした行政への転換の必要性が述べられていますが、消費者・生活者を主役とした行政への転換が必要だと思いますか（反対の場合にはその理由を述べてください）。
2. 消費者・生活者を主役とした行政への転換の必要性としてあげられていることについて付け加えるべきことがあれば指摘ください。

(7ページ38行目)

3. 求められる改革は、「国のかたち」そのものを根本から創り変えるものでなければならない。そのためには、「官」と「民」の役割、「官」における「国」と「地方」の役割についても、消費者・生活者の視点から「実効性」ある社会の仕組みを構築する、という観点から検討し、「官」の役割を再定義する必要がある。特に、「民」又は「地方」では担いきれない安全・安心の分野では国の行政の役割を再定義し直すことが急務であると指摘されていますが、賛成ですか。

第2章 消費者・生活者が主役の行政に向けた横断的課題と具体的方策

(1) 消費者・生活者が能動的に行動できる施策の充実

(9ページ29行目)

4. 地域の担い手（9ページ脚注5参照）を積極的に育成するための施策を充実させる時期に来ていると提言していますが、地域の担い手の育成として具体的にどのような施策を充実させるべきと思いますか。
また、行政による地域の担い手の育成は、地域住民に身近な行政である市区町村（基礎自治体）を中心に行われてきていますが、国や都道府県は何をすべきと思いますか。

(10ページ8行目)

5. 消費者団体訴訟制度によって適格消費者団体は差止請求が行えるようになっていますが、団体が継続的に悪質事業者への監視活動を行えるように、独自財源を含め財政的な持続可能性を検討すべきと提言しています。行政が

財政的な支援をすることに賛成ですか（不要と考える場合にはその理由を付してご回答ください）。また、どのような支援が望ましいと思いますか。

(10 ページ 30 行目)

6. 社会科や家庭科といった特定教科のなかだけではなく、様々な教科のなかに消費者や生活者として必要な知識を盛り込んで教育を行っていくことを提言しています（数学の時間に買い物場面を想定して掛け算の練習をする、美術で広告の影響力について議論する等）。このような教育の仕方は必要だと思いますか。また、北欧諸国では、学科横断的な取組みを推奨しており、そのような教育を効果的に推進するため、消費者行政機関と教育担当機関が合同して義務教育における指針を作成していますが、日本では教育を効果的に推進するための仕組みとしてどのような仕組みが望ましいと思いますか。

(11 ページ 5 行目)

7. 報告書では、社会の環境変化が激しい中では、学校教育のなかだけでなく、社会人や高齢者に対しても「消費者力」、「生活者力」を付けるための教育を推進していく必要があると提言していますが、こうした教育をどのように推進すべきだと思いますか。

(2) 消費者・生活者が主役となる社会を支える組織・体制への転換

(12 ページ 7 行目)

8. 現在、府省庁の任務（ミッション）は法律により定められていますが、ほとんどの府省庁では、消費者・生活者の安全・安心の確保のために働くといった趣旨の規定はありません。そこで、府省庁は消費者・生活者の安全・安心の確保を担うことを明確にするため、全府省庁の法律の任務規定の見直しを検討すべきであると提言されていますが、そうした規定を盛り込むことは望ましいと思いますか。

(12 ページ 10 行目から 23 行目)

9. 事故・事件・不祥事等の厳密なチェックを、府省庁の産業振興担当が自ら行えば規制・監督責任を問われる可能性があり、また、関係企業、事業者団体等の活動にブレーキをかけるおそれもあるという観点から、各府省庁における産業振興担当と消費者・生活者担当、企画担当と執行担当を機能的に分離し、専門性、実効性の向上を図るべきことが提言されていますが、賛成ですか（理由を付してご回答ください）。

(14 ページ 2 行目から 5 行目)

10. 消費者・生活者に係る施策の「実効性」を確保するため、人員を消費者・生活者担当部局、特にその部局の執行部門に大胆に移すための仕組みを工夫し、府省の枠を越えた人員の流動化の方策を図るための仕組みも検討すべきと提言されています。こうした部局の人員は政府全体の 4.1%（専任は 0.7%）のみですが、人員を消費者・生活者部局、特に事業者などの取締りをする執行部門へ大幅に移すことについてどう思いますか。どのような仕組みを導入すべきでしょうか。

(14 ページ 5 行目)

11. 特に法執行を担う部局には、違反事案を見分ける執行能力という専門性が不可欠なことから、消費者・生活者対応をしてきた外部の人材を任期付、中途採用などで積極的に採用することが提言されていますが、賛成ですか（反対の場合は理由を付してご回答ください）。賛成の場合はどのような人材を採用すべきですか。

(14 ページ 8 行目)

12. 消費者・生活者に係る施策の「実効性」を確保するため、消費者・生活者に係る予算の基本方針を決定した上、重点的な施策として推進が図られるよう予算編成プロセスにおいて工夫すること、「新組織」発足後は、新組織に設置される諮問機関において予算の優先度等を審議し、反映させることを検討することが提言されていますが、こうした分野で予算を増やしていくことは必要ですか。また、どのような仕組みが考えられますか（反対の場合は理由を付してご回答ください）。

(14 ページ 22 行目)

13. 消費者・生活者を主役とする行政の中心的存在として活動することを任務とし、情報集約、企画・立案から法執行まで一貫して行う国際的に見て遜色のない組織として、消費者政策の企画・執行を担う「新組織」を設置すべきと提言されていますが、このような新組織の設置に賛成ですか（反対の場合は理由を付してご回答ください）。

(14 ページ 29 行目)

14. 消費者行政は、幅広い分野に関わるものであり、「新組織」は、強力な総合調整機能や関係省庁に対して勧告を行うことができる等の権限を持つことが

提言されていますが、賛成ですか（反対の場合は理由を付してご回答ください）。

（15 ページ 3 行目）

15. 「新組織」は、重複を排しつつ、消費者基本法の基本理念（14 ページ脚注 16 参照）を具現する法律を幅広く所管することが提言されていますが、新組織はどのような分野（表示、安全、取引など）または法律を所管すべきだと思いますか。具体的に所管すべきだと思う法律があればあげてください。

（15 ページ 9 行目）

16. 「新組織」は、各府省庁の体制、政策決定過程から法執行まで、消費者基本計画等も活用しつつ、幅広く評価・監視を担うべきことが提言されていますが、「新組織」にはこのような機能は必要だと思いますか。

（15 ページ 12 行目）

17. 「新組織」は、消費市場の状況を学術的に分析研究し、また、国際的な消費者問題解決に積極的に関与する役割を担うべきことが提言されていますが、このような機能は必要だと思いますか。

（15 ページ 15 行目）

18. 「新組織」は、消費者等への啓発活動、消費者団体等への支援を行うほか、消費者問題・消費者相談の専門家等との人材交流、官民パートナーシップを促進すべきことが提言されていますが、「新組織」は消費者市民社会とどう関わるべきだと思いますか。

（17 ページ 23 行目）

19. 地域の多様性を踏まえた制度・事業の再編整理を図り、地方自治体が創意工夫して主体的な取組を行えるよう、規制緩和や国の求める基準・要件の引き下げが提言されていますが、賛成ですか（反対の場合は理由を付してご回答ください）。

（17 ページ 26 行目）

20. 地域の多様性を踏まえた制度・事業の再編整理を図るため、統合補助金化、統合メニュー化の推進とともに、補助事業に付随する要件などの弾力化が提言されていますが、賛成ですか（反対の場合は理由を付してご回答ください）。

（18 ページ 4 行目）

21. 地域の実態や声を踏まえて制度設計ができるための仕組みとして、法律・制度・事業等が地方自治体にとって持続可能か否かの事前検証及び検証結果の公表を求めています。賛成ですか（反対の場合は理由を付してご回答ください）。また、その検証結果はどう活かすべきだと思いますか。

(18 ページ 5 行目)

22. 法律等の創設・見直しに地方自治体の考えが反映されるためには、審議会の委員の他、パブリックコメントに際して地方自治体に資料を配付し意見を求めることが提言されていますが、意見の反映の仕方として賛成ですか（反対の場合は理由を付してご回答ください）。

(18 ページ 21 行目)

23. 国の出先機関等と地方自治体の役割分担が不明確となっている場合等が見られることから、地方分権の趣旨も踏まえつつ見直しを図ることが提言されていますが、具体的に、国の出先機関等と地方自治体の役割分担をどのような分野で、どのように見直すべきと考えますか（見直す必要がないという場合には、その理由）。
24. 国と地方公共団体が一体となって安全・安心を確保するため、国が担うべき分野と地方自治体が担うべき分野を明確にし、その役割分担と連携の方策を両者が同じ土俵で議論できることが重要されていますが、安全・安心の分野で、現在より重要な役割を果たすべきなのは国だと思いますか、地方自治体だと思いますか。また両者の連携強化のためにはどのような仕組みが必要だと思いますか。

(18 ページ 28 行目)

25. 国の出先機関等と地方自治体の役割分担が不明確となっている場合等が見られることから、地方分権の趣旨も踏まえつつ見直しを図ることが提言されていますが、具体的に、国の出先機関等と地方自治体の役割分担をどのような分野で、どのように見直すべきと考えますか（見直す必要がないという場合には、その理由）。

(18 ページ 31 行目)

26. 地域における消費者・生活者の安全・安心に関する施策の実効性確保のため、都道府県及び市町村における消費生活センターの相談体制の充実・強化、及び都道府県毎に中核的な消費生活センターの機能を強化すべく制度整備すべきことが提言されていますが、どのような制度が必要だと思いますか。

(18 ページ 35 行目)

27. 地域における消費者・生活者の安全・安心に関する施策の実効性確保の観点から、各消費生活センターにおける助言やあっせんの拡充を図るため、人材・予算の確保、現場で培った専門性等を発揮できるための環境整備などが提言されていますが、賛成ですか（賛成の場合はどのような環境整備が必要かも触れてください）。また、そのような環境整備は国または地方自治体のどちらが担うべきだと考えますか。

(3) 消費者・生活者を主役とする行政を担う国家公務員の意識改革

(19 ページ 30 行目)

28. 係長，課長補佐，管理職，そして指定職へ昇任した際に、すべての国家公務員に研修を受講させることが必要だと提言していますが、賛成ですか（反対の場合は理由を付してご回答ください）。また、その際には、福祉労働，消費者行政などの相談窓口での体験を含むべきとしていますが、どのような所が研修場所として適当だと思いますか。また、こうした窓口体験を生かすためにはどのような工夫が必要だと思いますか。

(20 ページ 4 行目)

29. 国家公務員を研修制度などを活用して消費者団体やNPOなどに数ヶ月から数年程度、派遣する等、人事交流を促進すべきという提言をしていますが、こうした人事交流は公務員の意識改革に対して有益だと思いますか。また、消費者・生活者目線になるためにはどのようなところと人事交流をすべきだと思いますか。

(20 ページ 16 行目)

30. 現在検討されている国家公務員の新たな人事評価制度に、「消費者・生活者個々人の抱える問題を的確に理解し、問題解決に貢献できたか」等の人事評価の大きな評価項目として明確に位置づけた上、個人と組織が一体となって職務に当たるために目標管理を設定し、成果を上げたものを正当に評価することを前提として、昇進等にも反映していくべきと提案していますが、賛成ですか（反対の場合は理由を付してご回答ください）。また、具体的にはどのような人事評価項目を盛り込むべきだと思いますか。

(21 ページ 6 行目)

31. 各府省が政策評価を行うにあたって、「消費者・生活者の満足度が高まったか、納得が得られたか」などの指標を盛り込み、その指標に対する達成度を公表すべきという提言をしていますが、賛成ですか（反対の場合は理由を付してご回答ください）。具体的にはどのような指標を盛り込むべきだと思いますか。

(21 ページ 9 行目)

32. 政策評価の実施にあたっては、消費者・生活者の代表を含め幅広く意見を聴くことが不可欠と述べていますが、消費者・生活者の代表に必ず意見を聴くべきだと思いますか。

(4) 消費者・生活者の声を積極的に受け止める制度の構築

(24 ページ 16 行目)

33. 現在、消費者政策はそれぞれ担当省庁に設置された審議会で別々に審議されています。一方、海外、例えばフランスでは消費審議会が消費者問題を幅広く審議し提言を行っています。消費者政策の一体化、統合化を推進するため、消費者施策に関わる事項を国民生活審議会（「新組織」発足後はその諮問機関）においてできる限り幅広く審議すべきであると提言されていますが、我が国においても関係する審議会を一体化する方策が必要だと思いますか。その際、現在、消費者政策を審議している関係省庁の審議会に設置された部会等はどのようにすべきだと思いますか（それぞれ存在して種々の声を反映すべき、重複するので廃止すべき等）。

(24 ページ 19 行目)

34. 生活者の観点を中心に制度を横断的に点検し、横断的・総合的に政策形成できる体制を整備するため、現在、府省庁別に設置されている審議会等を生活分野にあわせて再編・統合化をすべきであると提言されていますが、賛成ですか（反対の場合には理由を付してご回答ください）。具体的にはどのように再編・統合化すべきだと思いますか。

(25 ページ 1 行目)

35. 横断的・一体的政策立案を進めるため、消費者・生活者に大きな影響を与える政策については、国民生活審議会（「新組織」発足後はその諮問機関）への必要的付議事項（25 ページ脚注 27 参照）とすることを検討すべき

であると提言されています。国民生活審議会にどのような事項を付議すべき事項とすべきだと考えますか。

(25 ページ 16 行目)

36. 現在、政策決定過程にほとんど参加できていない属性の人を国の政策決定過程に参加できるようにするため、原則としてすべての重要政策会議や審議会等委員の少なくとも 30%を消費者・生活者代表委員とすることを目指すべきであると提言されていますが賛成ですか（反対の場合は理由を付してご回答ください）。また、30%という基準は妥当と思いますか（多いか少ないか）。さらに、「原則として」としていますが、重要政策会議や審議会等でこの基準の適用を除外した方がよいと思うものはありますか（除外する理由を付してご回答ください）。

(25 ページ 22 行目)

37. 審議会などの委員の多様性を確保するため、特に声の届きにくい若年層や地方の消費者・生活者などを審議会委員に積極的に加える等、多様性に配慮すべきであると提言されていますが、こうした観点は必要だと思いますか。また、そのためにはどのような仕組みが必要だと思いますか。

(25 ページ 28 行目)

38. 中央省庁の多くの会議室ではテレビ会議やネット会議ができる施設整備がされていませんが、審議会などの委員に地方の方がより参加しやすいよう、審議会委員が自宅等から、テレビ会議・ネット会議等を通じ参加できるよう、回線整備や会議室などを改編すべきであると提言されていますが、地方の方が参加しやすくする工夫として適当だと思いますか。他の方策があればあわせてご提言ください。

(26 ページ 6 行目)

39. より開かれた審議会の運営を図るため、審議過程を同時中継し、意見を聞くシステムも導入するなど、国民との双方向性の向上を図るべきであると提言されていますが、賛成ですか（反対の場合には理由を付してご回答ください）。

(26 ページ 9 行目)

40. 消費者・生活者の関心事項の反映の手段として、審議会等の審議事項中、特に取り上げるテーマを決定する前に、優先度を判断するため、消費者・生活

者からの意見募集を実施すべきであると提言されていますが、賛成ですか（反対の場合には理由を付してご回答ください）。

(26 ページ 12 行目)

41. 審議されている政策などの導入の結果、消費者・生活者にいかなる影響を与えるか明示しなければ審議が了承されたこととみなさない、いわゆる「不意打ちの禁止」をすべきであると提言されていますが、賛成ですか（反対の場合は理由を付してご回答ください）。また、こうした施策は消費者・生活者に分かりやすい審議を促進するという観点から有効だと思いますか。

(26 ページ 14 行目)

42. 消費者・生活者委員から、いつでも質問を受け付ける仕組みを作り、審議内容を理解できるよう平易な説明を付すべきであると提言されていますが、賛成ですか（反対の場合は理由を付してご回答ください）。

(27 ページ 4 行目)

43. 意見募集等の内容が分かりやすくなるように、次の3点に取り組むべきと提言されていますが、賛成ですか（反対の場合は理由を付してご回答ください）。また、これ以外に考えられる施策はありますか。
- ・意見募集等に際して、政策等の導入による影響（悪影響を含む）の明示、質問文形式による論点の提示、解説（Q&A等）の作成等。
 - ・意見募集等の案件の分類に応じてホームページで検索できるシステムを導入。
 - ・消費者・生活者への影響が大きい政策の意見募集等については、説明会を開催。

(29 ページ 2 行目)

44. 意見募集等に当たって少しでも意見を提出しやすくするため、意見募集等の制度に関し、次の改正を行うことを提言しています。この改正によって、今までよりも意見を提出しやすくなると思われませんか。また、これ以外に考えられる施策はありますか。
- ・希望者へ意見募集等の開始を電子メール等で知らせる仕組みを構築。
 - ・消費者・生活者の声を代表する団体に対して意見募集等資料を配布。同時に、その配布先を公表。
 - ・「新組織」において消費者団体、NPO等により構成される協議組織等を設置し、配付すべき団体リストを作成することについて検討。

・意見募集等における意見提出最低期間（現行 30 日）を延長することについて検討。

(30 ページ 23 行目)

45. 意見募集等の多様化を図るため、消費者・生活者への影響が大きいものについては、政策立案の早い段階における意見募集等を実施すべき、また、政府提案の法律案についても、意見募集等の対象とすることが望まれるとされています。こうした意見に賛成ですか（反対の場合は理由を付してご回答ください）。

(31 ページ 8 行目)

46. 意見募集等に係る行政運営における透明性を確保するため、次の 4 点に取り組むべきと提言されています。この取り組みを行うことによって、今までより行政運営の透明性は増すと思われますか。
- ・行政手続法で義務づけられた意見公募以外の任意の意見募集等についても、提出意見に対する政府見解を明示。
 - ・他の府省庁に対する意見募集等を実施するとともに、その内容を公開。
 - ・意見を提出した消費者・生活者に対しては、結果を公表した際に、公表した事実を連絡。
 - ・意見が提出しやすい仕組みが適切に運用されているか、消費者・生活者の代表も参画した形で一元的に検証する仕組みを設定。

(32 ページ 5 行目)

47. 政策形成へ幅広い消費者・生活者の参加を意図的に実施し、声が具体的政策につながっていると実感できる試行的仕組みとして、英国における市民陪審（32 ページ脚注 46 参照）を参考に市民を公募して具体的政策提言のとりまとめを実施すべきであると提言されています。こうした試みに賛成ですか（反対の場合は理由を付してご回答ください）。

(32 ページ 25 行目)

48. 各府省庁等が受け付けた所掌内の情報・相談は、定期的に審議会等に報告することを義務化することを提言していますが、消費者・生活者の声を政策に反映させるため、こうした仕組みが必要だと思いませんか。

(32 ページ 29 行目)

49. 企業が相談窓口に届いた声を経営陣まで共有し、業務の改善に生かしているように、政府においても消費者・生活者から寄せられた情報・相談につ

いて個人情報の消去等必要な措置を講じた上で、幹部も含め職員が机上の端末から閲覧できるようにし、速やかに情報共有と行政運営の改善に生かされる体制を構築することを提言していますが、こうした仕組みが必要だと思いますか。

(33 ページ 4 行目)

50. イギリスでは消費者団体等により提起された問題を早急に調査し、90 日以内に明確な対応策を公表するスーパーコンプレインツ制度がありますが、我が国においても政策形成過程に限らず、一定の消費者団体等が意見を提出した場合、その意見に対する対応方針を明らかにし、消費者・生活者との双方向性を確保するといった新たな仕組みを検討することを提言しています。こうした意見に賛成ですか（反対の場合は理由を付してご回答ください）。また、具体的にはどのような仕組みが必要だと思いますか。

第 3 章 消費者・生活者の安全・安心確保に向けた実効性ある個別施策の展開

(1) たらい回しにしない真摯な窓口体制

(35 ページ 4 行目)

51. 国の行政機関の窓口については、「消費者問題関連」、「働く関連」、「行政サービス関連」の 3 類型にわけて、それぞれの類型毎にワンストップ化し、3 つのワンストップの統括窓口を中心として既存窓口のネットワーク化をすべきと提言していますが、3 つの類型にすることをどう考えますか。

(35 ページ 15 行目)

52. 「消費者問題関連」の統括情報窓口については、国民生活センターや都道府県等の消費生活センターが、電話番号の統一等を行うことにより、担うべきであると提言されていますが、こうした機能を国民生活センターや消費生活センターが担うべきだと思いますか。また地方自治体のうち、どこまでの消費生活センターがこうした機能を担うべきだと思いますか（都道府県、政令市、中核市、全ての市町村など）。さらに都道府県等の消費生活センターが同等の水準で窓口機能を果たすためには、消費者・生活者等から相談を受け付けた場合、十分な助言・あっせんを行えるよう、法的な位置付けも含め検討し、体制を強化する必要があると提言されていますが、法的な位置付け等を含めて体制の強化は必要だと思いますか。

(35 ページ 21 行目)

53. 各統括情報窓口機能を担う機関を人的にも財政的にも支援する仕組みを整備することを提言していますが、こうした支援の仕組みが必要だと思いますか。具体的にはどのような仕組みが必要だと思いますか。

(37 ページ 5 行目)

54. 食品・製品等の安全に関する被害の迅速な把握と拡大防止を図るため、「事故情報データベース」を軸として、既存の情報収集の仕組みを活かしつつ、情報を集約するネットワークを構築することが必要であるとして、地方自治体、関係省庁と順番に情報があがっていく仕組みではなく、消費者が直接、事故情報を通報するような機関（保健所、検疫所、消防、医療機関、事業者、関係省庁等）から直接、情報が持ち込めるシステムを早急に構築すべきと提言されていますが、こうしたシステム構築は必要だと思いますか。

(37 ページ 16 行目)

55. 我が国では二国間で事故情報を共有したり、世界的な情報ネットワークが遅れている分野がありますが、こうした仕組みの構築に向けて我が国は主導的役割を果たすべきだと思いますか。

(37 ページ 22 行目)

56. 「事故情報データベース」に集約された情報を分析し、必要な場合は、監視体制に入るように注意喚起をすることができるシステム（警戒態勢発令システム）とそれを担う事故防止センターともいうべき機能を整備すべきと提言されていますが、賛成ですか（反対の場合は理由を付して回答下さい）。

(37 ページ 26 行目)

57. 事故防止センターともいうべき機能が有効に働くためには、安全性に関わる機能を各分野の専門性の違いに応じ専門的に分析できる人員が必要と提言されていますが、こうした意見に賛成ですか（反対の場合は理由を付して回答下さい）。

(38 ページ 9 行目)

58. 食品安全に係る事故については、食品等事業者に対し、関係省庁への報告義務等の法令上の措置を検討すべきと提言されていますが、こうした意見に賛成ですか（反対の場合は理由を付して回答下さい）。

(38 ページ 14 行目)

59. 法令に基づく回収のほか、事業者が自主的に行うリコールに関しても一元的な情報の収集と消費者に分かりやすく情報を提供できる機能を持つ仕組みの構築をすべきと提言されていますが、こうした意見に賛成ですか（反対の場合は理由を付して回答下さい）。

(38 ページ 25 行目)

60. 情報収集の結果、被害の拡大の危険性が合理的に予想される場合には、原因究明が尽くされる前においても、被害の拡大防止のため、消費者に対して、早期に警告を発し、危険を知らせる体制を構築すべきと提言されていますが、こうした意見に賛成ですか（反対の場合は理由を付して回答下さい）。

(39 ページ 13 行目)

61. 被害拡大の可能性がある場合、又は原因究明が難しい製品などにかかる事故の場合には、迅速かつ適切に原因究明が行われるような体制整備が推進されるべきであり、そのために各分野の専門的な原因究明機関と協力・連携関係（原因究明ネットワーク）を構築することが必要とされていますが、こうした意見に賛成ですか（反対の場合は理由を付して回答下さい）。

(2) 実効性ある体制と柔軟かつ迅速・機敏に対応できる仕組み

(41 ページ 7 行目)

62. 食品安全の確保のためには、通常の生産工程では想定されないような危険に備えてどのように体制整備をしておくか等、フードチェーンにおける安全管理のあり方は極めて重要であり、リスクに即して効率かつ効果的に検

査・監視が実施できる体制にしていく必要があり、現状の検証とともに食品安全における国の役割を再定義しつつ、検査・監視体制の強化の方策について検討すべきだと提言されていますが、こうした意見に賛成ですか（反対の場合は理由を付して回答下さい）。

(41 ページ 14 行目)

63. 食品等事業者が食品・食材の追跡・遡及が可能な（トレイサビリティー）制度を参考に、必要な記録の一定期間保管させる義務付けの検討をすべきと提言されていますが、こうした意見に賛成ですか（反対の場合は理由を付して回答下さい）。

(42 ページ 8 行目)

64. 現行の仕組みの中では、食に関するものであっても衛生上の危害以外の被害については所管の省庁が明らかでなく（例：こんにゃくゼリー）、生命・身体に危害を及ぼす事故が起きた場合でも、迅速に被害の拡大防止を図ることが困難であるとして、食における消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図ること等を法目的とする包括的な実定法を検討と提言されていますが、こうした意見に賛成ですか（反対の場合は理由を付して回答下さい）。

(42 ページ 11 行目)

65. 現在、食品のリスク評価は食品安全委員会、リスク管理は農林水産省、厚生労働省が担当していますが、その組織のあり方を点検し、消費者行政についての「新組織」との関係等についてあわせて検討すべきと提言されていますが、こうした意見に賛成ですか（反対の場合は理由を付して回答下さい）。

(42 ページ 15 行目)

66. 食品以外の分野では、所掌の狭間に落ちることなく消費者・生活者の安全を確保するとともに組織の実効性を確保するため、また複雑に適用除外が付されていることからくる安全確保措置のバラツキをなくするため、エレベ

ータ、プールなども含め広く製品・設備の安全性確保を法目的とする包括的な法律を検討すべきと提言されていますが、こうした意見に賛成ですか（反対の場合は理由を付して回答下さい）。

(43 ページ 1 行目)

67. 模倣品や中古品等についても、安全性の観点から、必要な措置を講じること
を検討すべきと提言されていますが、こうした意見に賛成ですか（反対の
場合は理由を付して回答下さい）。

(43 ページ 16 行目)

68. 所管省庁間での解釈の相違、問い合わせ窓口の分散、取締りの重複などが
みられ、消費者・生活者にとって分かりにくいだけでなく、同時に事業者
にとっても負担となっていることから、一般法としての食品表示法が制定
されている諸外国の例（イギリス、フランス等）を参照しつつ、一般的な
食品表示から安全表示、機能表示、健康食品表示などを包含するものとし
て、JAS法、食品衛生法、健康増進法などを中心に関係法令を整理し、
食品表示に関する一般法（「食品表示法(仮称)」）の検討をすべきと提言
されていますが、こうした意見に賛成ですか（反対の場合は理由を付して
回答下さい）。

(43 ページ 22 行目)

69. 消費者団体等の提案を起点として食品表示事項の検討を開始できる制度を
設けるべきと提言されていますが、こうした意見に賛成ですか（反対の場
合は理由を付して回答下さい）。

(43 ページ 28 行目)

70. 期限表示については安全性を重視した観点から見直しを図る必要があり、
品質を重視する「賞味期限」とされているもののうち、消費者の視点から見
直した方が望ましい食品を安全性を重視した「消費期限」（44 ページ脚注
71 参照）とする方向で見直すべきと提言されていますが、こうした意見に
賛成ですか（反対の場合は理由を付して回答下さい）。

71. 事業者は「製造年月日」の併記に努めるべきと提言されていますが、こうした意見に賛成ですか（反対の場合は理由を付して回答下さい）。

(44 ページ 5 行目)

72. 「賞味期限」や「消費期限」の名称については、農林水産省と厚生労働省は連携して、消費者に誤解を生じさせないように普及活動を行っているところであり、その効果を検証した上で、必要があれば、海外の表記方法を参考にしつつ、口語調にする等、表現振りの見直すべきと提言されていますが、こうした意見に賛成ですか（反対の場合は理由を付して回答下さい）。

(44 ページ 9 行目)

73. 農林水産省と厚生労働省の連名のガイドライン「加工食品の表示に関する共通Q&A（第2集：期限表示について）」では、「消費期限については、この期限を過ぎた食品については飲食に供することを避けるべき性格のものであり、これを販売することは厳に慎むべきものです」とされており、「消費期限」以降に食品を販売することは禁止されていません。そこでイギリスなどで導入されているように「消費期限」以降に食品を販売することを禁止すべきと提言されていますが、こうした意見に賛成ですか（反対の場合は理由を付して回答下さい）。

(45 ページ 1 行目)

74. 現在、加工食品の原料原産地表示については重量50%以上の原料、20食品群（乾燥しいたけ等）に限定されています。そこで現行の「主な原材料」の定義、対象加工食品の範囲等、その対象範囲を検討すべきとされていますが、こうした意見に賛成ですか（反対の場合は理由を付して回答下さい）。

(45 ページ 15 行目)

75. 各国消費者団体等によって構成される特別の組織等の設置を求める等、消費者等の意見が直接、規格づくりに反映される協働の仕組みを日本から提

案すべきとされていますが、こうした意見に賛成ですか（反対の場合は理由を付して回答下さい）。

(45 ページ 20 行目)

76. 消費者保護を目指した規制が規制を所管する府省庁の所掌事項等によって制限され、タテ割りになっているものとして、例えば、消費者信用の分野（貸金業法、割賦販売法）、インターネット取引の分野（電子消費者契約法、特定電子メール送信適正化法、特定商取引法）、子どものおもちゃなどの消費生活製品の安全性の分野（消費生活用製品安全法、食品衛生法、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律）では複数の法令が存在するとして、政府は引き続き消費者・生活者の観点から分野横断的に見直しを継続していくべきであるとされていますが、こうした意見に賛成ですか（反対の場合は理由を付して回答下さい）。

(46 ページ 1 行目)

77. 政府は引き続き消費者・生活者の観点から、府省庁等の所掌事項によって制限されている法律を分野横断的に見直しを継続していくべきであり、その際には、消費者・生活者の情報格差や消費者・生活者の限定合理性を考慮して法律・制度・事業などの設計が行われるべきであると提言されていますが、このような方針に基づいて見直しを進めることは必要だと思いますか（反対の場合には、理由を付してください）

(47 ページ 20 行目)

78. 民間登録機関等（46 ページ脚注 78 参照）の能力に応じた評価・格付けを行い、結果に応じた処分を行うべきと提言されています。また、この評価・格付けについては、消費者・生活者の代表者も参画すべきとされています。こうした意見に賛成ですか。また、こうした仕組みについて、何か問題となる点がありますか。

(47 ページ 28 行目, 48 ページ 16 行目)

79. 民間登録機関等自身に対しては、教育・訓練等を日常的に行うとともに、その内容、頻度を公表することを求めています。また、倫理規程の作成・公表を求めるほか、自己点検を実施すべきと提言しています。こうした意見に賛

成ですか。また、これらの民間登録機関等自身が行うに当たって、どのような問題点が考えられますか。

(48 ページ 4 行目)

80. 認定・評価等にかかる民間登録機関等の中立性や信頼性をより確保するため、民間登録機関等にかかる公正性・中立性要件（一般的規定）、特別の利益供与を行った場合の登録等の取消し、専門性要件、依頼者からの独立性要件、職員の公正性・中立性要件を法律に規定すべきと提言しています。こうした意見に賛成ですか。また、こうした内容を法律に規定することについて、どのような問題点が考えられますか。

(48 ページ 24 行目, 49 ページ 1 行目)

81. 民間登録機関等の主要な出資者、役員等の情報について、一般の消費者・生活者が容易に確認できる形式で公表することを求めています。また、製品等の認定、評価等を行った場合、その理由についても公表すべきと提言しています。こうした意見に賛成ですか。また、こうした情報公開について、何か問題となる点がありますか。

(48 ページ 27 行目)

82. 民間登録機関等の業務の執行や、作成する認証基準等に関して、消費者・生活者が関与する仕組みを求めています。こうした意見に賛成ですか。また、どのような問題点が考えられますか。

(49 ページ 10 行目)

83. 民間登録機関等に関する検査・監督のための指針、ガイドライン、マニュアルを作成し、さらにその内容を公開すべきと提言されていますが、こうした意見に賛成ですか。また、何か問題点がありますか。

(49 ページ 12 行目)

84. 民間登録機関等に対しては、抜き打ち的な手法による検査を実施するとともに、その検査結果を公表すべきと提言されていますが、こうした意見に賛成ですか。また、これについて問題となる点がありますか。

(49 ページ 17 行目)

85. 民間登録機関等の登録、指定、認定等を行う所管府省庁出身者が、一定基準を超えて当該機関の役員等に就任することを制限すべきと提言されていますが、こうした意見に賛成ですか（反対の場合は理由を付して回答下さい）。

(50 ページ 9 行目)

86. 社会全体として法令遵守の徹底を図るためには、行政機関が内部通報制度をはじめとする内部統制システムの整備などに先んじて取り組むことが重要として、特に国の行政機関及び都道府県については、内部の職員等からの通報や相談を受け付ける外部窓口を整備・運用することや、業所管官庁と内閣府が連携して各事業者団体に通報窓口の設置を促すことなどを提言していますが、賛成ですか（反対の場合は理由を付して回答下さい）。

(50 ページ 20 行目)

87. 悪質な違反行為に対する抑止力を確保するため、消費者関連法において直罰規定の拡大や、法人に対する罰金の増額等を検討すべきとしていますが、こうした取組みについて、賛成ですか（反対の場合は理由を付して回答下さい）。

(50 ページ 25 行目)

88. 刑事罰と行政処分間の制裁構造上の“穴”を埋めるため、消費者関連法について、課徴金制度が導入されていない場合は、新たに何らかの行政上の金銭的不利益処分制度を導入し、既に課徴金制度が導入されている場合は、その範囲の拡大等を検討することが適当であるとしていますが、賛成ですか（反対の場合は理由を付して回答下さい）。

(50 ページ 31 行目)

89. 消費者被害犯罪の行為者の背後には、様々な形で支援を行う企業グループ等が存在する場合があります。悪徳商法の撲滅という観点からは、企業結合の法制化など、親会社や支配株主に対する責任追及を可能とする方策について検討するべきとしていますが、賛成ですか（反対の場合は理由を付して回答下さい）。

(51 ページ 2 行目)

90. 特に悪質な事業者については、積極的に解散命令を活用したり、再犯歴がある個人は、会社設立に関与する資格を剥奪する制度を構築することも考えられるとしていますが、賛成ですか（反対の場合は理由を付して回答下さい）。

(51 ページ 9 行目)

91. 会社法の在り方は、内部統制などを通じて消費者・生活者の暮らしに関わってくるもので非常に重要です。そのため、法制審議会の下に部会を常設したり、法務大臣が包括的な諮問を行うなど実質的に会社法制の状況を常に点検

する体制を拡充するべきとしていますが、賛成ですか（反対の場合は理由を付して回答下さい）。

(51 ページ 25 行目)

92. 被害者救済の拡充を図るためには、刑事裁判により没収した犯罪被害財産を被害回復給付金として支給するといった手法だけでなく、刑事手続きとは別個の法体系の下で、違法・不正行為を幅広く対象として被害者救済を図ることが考えられるとしていますが、賛成ですか（反対の場合は理由を付して回答下さい）。

(51 ページ 32 行目)

93. 行政が没収した資金を、基金等を通じて柔軟に被害者救済に活用する制度について検討を進めるべきとしていますが、賛成ですか（反対の場合は理由を付して回答下さい）。

(52 ページ 5 行目)

94. 私人による私的請求権の行使が困難な場合に、政府がこれを支援する方法として、①政府が積極的に訴訟への参加を行い、私人の訴訟の援助を行うもの（裁判所の友）、②政府が訴訟を提起して勝訴した場合、私人が別の民事訴訟でそれを援用したときは違法性の推定がなされる制度（一応の証拠）、③政府が私人に代わって訴訟を行う制度（父権訴訟）などについて検討を進めるべきとしていますが、賛成ですか（反対の場合は理由を付して回答下さい）。このなかで特に重点的に進めるべきものはどれだと思いますか。

(52 ページ 14 行目)

95. 消費者契約法の消費者団体訴訟制度について、適格消費者団体に対して損害賠償請求権を付与することについて検討を進めるべきとしていますが、賛成ですか（反対の場合は理由を付して回答下さい）。

(3) 働く人を大切に作る社会づくりの推進

(52 ページ 34 行目)

96. 障害者や母子家庭の母、ホームレスやニート、フリーターなどの若者等の就職困難者に対する一人別のチーム支援体制を整備することを提言していますが、その必要性についてどう思いますか。また、具体的にどのようなことを考慮し、どのような取組みを進めることが適当だと思いますか。

(53 ページ 11 行目)

97. 「社会的企業」やコミュニティビジネス、NPO等新しい形の働く場を創出するため、運営形態のあり方や育成策等について検討とありますが、その必要性についてどう思いますか。また、具体的にどのようなことを考慮し、どのような取組みを進めることが適当だと思いますか。

(53 ページ 23 行目)

98. 必要な情報を簡単に検索できる仕組みやワンストップサービス窓口の整備など情報提供・相談体制の充実とありますが、どのようなことを検索・相談したいですか。また、どのような仕組みが必要だと思いますか。

(53 ページ 29 行目)

99. 相談、紛争処理、訓練その他の支援に関するノウハウの集積・活用の推進とありますが、具体的にはどのようなノウハウの蓄積を期待していますか。

(54 ページ 6 行目)

100. NPO活動で就労する者（いわゆる「有償ボランティア」を含む）、ディペンデント・コントラクター（ひとつの企業と専属の委託業務契約や請負契約を交わし、常駐に近い形で就業する個人自営業者等）、ダブルジョブホルダー（二重就職者）等就業形態の多様化に伴い既存の制度の適用から漏れる者に関する実態把握、現行法・制度の周知徹底、新たな措置の整備について検討とありますが、具体的にどのようなケースについて措置が講じられることが必要だと思いますか。

(54 ページ 15 行目)

101. 学校教育段階から社会に出てからの教育を含め、労働関係法令遵守の徹底、働くことに関する教育の充実とありますが、働くことに関し子供たちへの学校教育について具体的にどのような点で充実が必要だと思いますか。

(54 ページ 21 行目)

102. 事業者の労働関係法令遵守の現状について、どのように評価していますか。その水準向上のため、具体的にどのような取組みが必要だと思いますか。

(54 ページ 31 行目)

103. 「働く人を大切にする社会づくり」に関し内閣府の総合調整機能が適切に講じられるよう国民生活審議会でフォローアップとありますが、同審議会にどのような役割を期待しますか。

(4) 安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任の取組促進

(54 ページから 56 ページ)

104. いかにか安全・安心な暮らし，快適な暮らしであっても，それが将来世代の多大な負担の上に成り立つのであれば，我々は暮らしを見直す責務を負っています。例えば，地球に優しいモノづくりを応援したり，働く人を大切にする社会づくりを推進するためには，消費者・生活者自身も消費のスタイルを変えていく必要があります。このため，社会を構成する様々なステークホルダーの代表が集まって，安全・安心で持続可能な未来の実現のために自分たちにできることは何か，特に，協働してできることは何かについて議論する「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議」の開催を提言しています。このような取組みについてどう思いますか。

(56 ページ 15 行目)

105. 円卓会議は，ステークホルダーが自ら委員候補を選出し，議題の設定を行うなど，通常の審議会等とは異なる新しい形の運営方法を想定しています。もちろん，消費者団体やNPO・NGOといった各ステークホルダー・グループを通じて，消費者・生活者にも参加の道が開かれています。うまく運営するためには様々な試行錯誤が予想されますが，どのような点に注意すべきだと思いますか。

(57 ページ)

106. 円卓会議は，概ね平成 22 年までに，目指すべき社会像，各主体の協働のあり方とそれぞれの役割，政府への政策提言を含む「安全・安心で持続可能な未来への協働戦略」を取りまとめることとしています。私たちが目指すべき「安全・安心で持続可能な未来」とはどのような社会だと思いますか。また，その実現のために，事業者団体，労働組合，消費者団体，NPO・NGO，金融セクター，専門家，行政などは，それぞれどのような役割を果たすべきだと思いますか。

(57 ページ 29 行目)

107. 行政機関も，人を雇い，財やサービスを購入し，お金を投資するという意味では一つの事業主体であり，民間企業と同じように社会的責任を負っています。そこで報告書は，行政機関が率先して取組を進めることを期待していますが，特にどのような取組を進めるべきだと思いますか。

第4章 改革の実行と継続的取組に向けて

(59 ページ)

108. 今回の取組を一時的なものとし、強いリーダーシップの下、定期的に見直しを続けていくには行政のあり方の総点検を制度化すべきと提言されていますが、こうした意見に賛成ですか（反対の場合には理由を付して回答下さい）。